

外国人国際航空運送事業等の許可等の審査（安全関係）及び安全監視等に係る実施要領

I. 総則

1. 目的

この要領は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 129 条第 1 項の規定に基づく外国人国際航空運送事業の許可、法第 129 条の 3 第 2 項の規定に基づく事業計画の変更の認可及び法第 130 条の 2 の規定に基づく本邦内で発着する旅客等の運送の許可の審査並びに外国人国際航空運送事業者等に対する安全監視等に係る実施要領を定めることを目的とする。なお、商用目的で本邦に入国する個人若しくは商用目的で本邦に入国する法人の役員（これらの者に随行する者を含む。）のみを運送する場合又は商用目的で本邦から出国する個人若しくは商用目的で本邦から出国する法人の役員（これらの者に随行する者を含む。）のみを運送する場合は、本要領を適用しないものとする。

2. 審査の方法

本要領に基づき審査を実施する場合に、本要領の一部が適用できない場合又は他の方法によることが適当であると認められる場合には、輸送の安全を確保する上で問題ない範囲内で他の同等な方法によることができる。

II. 外国人国際航空運送事業の許可等及び本邦内で発着する旅客等の運送の許可審査（安全関係）

1. 法第 129 条の規定による外国人国際航空運送事業の許可関係

1.1 提出書類

(1) 法第 129 条第 2 項の規定により記載しなければならない事項は、以下のとおりとする。

① 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 232 条第 1 項関係

- 1) 氏名及び住所並びに国籍
- 2) 国内における主たる事務所及びその他の事務所の名称及び所在地
- 3) 当該国際航空運送事業を經營しようとする趣旨及び運航開始予定期日
 - ア) 旅客輸送、貨物輸送の別
 - イ) 運航予定期日
- 4) 申請者が現に經營している航空運送事業があるときは、その概要
 - ア) 航空運送事業に使用している航空機の型式

- イ) 航空機の型式毎の保有機数
- 5) 事業計画
 - ア) 路線の起点、寄航地及び終点並びに当該路線の使用空港等
申請者が事業活動を行おうとしている路線毎の起点の空港名、寄航地の空港名及び終点の空港名
 - イ) 使用航空機の総数並びに各航空機の国籍、型式及び登録記号
 - a) 使用航空機の総数
 - b) 使用航空機が国籍を有する外国（以下「登録国」という。）において発行された航空機登録証明書に記載された国籍、型式及び登録記号（すべての使用航空機に対して記載すること。）
 - ウ) 整備の施設の概要
使用航空機の型式毎の整備施設の名称及び所在地
 - エ) 運航管理の施設の概要
運航管理を行う主な施設の所在地
- ② 規則第 232 条第 2 項関係
 - 1) 申請者が国籍を有する外国（以下「運航国」という。）から当該路線に係る航空運送事業の許可を受けている旨を証する書面
 - ア) 運航国の航空の安全に関する責任を有する当局（以下「航空安全当局」という。）が発行した事業許可証の写し
 - イ) 運航国の航空安全当局が発行した運航に関する仕様書（国際民間航空条約（以下「条約」という。）附属書第 6 第 1 部附録 6 第 3 項に規定されている Operations Specifications 又は同等の文書）の写し
 - (2) 法第 129 条第 3 項の規定により提出を求めることができる書類は、以下のとおりとする。
 - ① 航空機に関するもの
 - 1) 規則第 235 条第 1 項に基づき、法第 6 条の規定による航空機登録証明書とみなされる文書の写し
 - 2) 規則第 235 条第 2 項に基づき、法第 10 条第 7 項の耐空証明書とみなされる航空機の耐空性、騒音及び排出物について外国が行った証明その他の行為及びこれに係る証書その他の文書の写し。申請に係る航空機について、登録国と登録国以外の国との間に条約第 83 条の 2 の協定がある場合には、当該協定の写し。
 - 3) 規則第 147 条各号に掲げる装置のうち、使用航空機の運航の安全を確保する上で、安全部運航安全課長、航空機安全課長又は航空事業安全室長が特に確認することが必要と認めたものの装備状況を示した文書
 - 4) (1) ① 5) ウ) の施設で使用航空機の整備を行うことを、運航国の航空安全当局が承認していることを証明できる文書
 - 5) (1) ① 5) エ) の施設で使用航空機の運航管理を行うことを、運航国の航空

安全当局が承認していることを証明できる文書

② 航空機乗組員に関するもの

- 1) 規則第 235 条第 1 項に基づき法第 23 条の技能証明書、法第 31 条第 2 項の航空身体検査証明書及び法第 33 条第 1 項の規定による航空英語能力証明とみなされる文書の写し。申請に係る航空機について、登録国と登録国以外の国との間に条約第 83 条の 2 の協定がある場合には、当該協定の写し。
- 2) 航空機乗組員の訓練施設の概要
 - ア) 使用航空機の航空機乗組員の訓練を行う施設の名称及び所在地
 - イ) ア) の施設で訓練を行うことを、運航国の航空安全当局が承認していることを証明できる文書

③ 上記に掲げるもののほか、使用航空機の運航が安全に関する我が国の基準に適合していることを確認するために必要なものとして提出を求めるもの

1.2 審査基準

1.2.1 申請書類に基づき法の規定に適合していることについて審査を行う。なお、審査において、運航国又は登録国の航空安全当局に対し申請書類の内容等に関する確認が必要な場合、当該航空安全当局に対し確認を行うものとする。

(1) 法第 129 条第 2 項に基づき提出された書類

① 規則第 232 条第 1 項関係

- 1) 1.1 (1) ① 3)に関する内容が、事業許可証及び運航に関する仕様書の範囲内のものであること。
- 2) 1.1 (1) ① 5) ア)に関する内容が、事業許可証及び運航に関する仕様書の範囲内のものであること。ただし、事業許可証及び運航に関する仕様書の記載事項では判断できない場合には、運航国が発行し、又は承認した他の書類に規定された範囲内のものであること。
- 3) 1.1 (1) ① 5) ウ)及びエ)に関する施設で整備及び運航管理を行うことを、1.1 (2) ① 4)及び5)により運航国の航空安全当局から承認されていることが確認できること。

② 規則第 232 条第 2 項関係

- 1) 1.1 (1) ② 1)の事業許可証及び運航に関する仕様書の発行国、発行機関が、それぞれ、運航国、運航国の航空安全当局であること。また、運航に関する仕様書に記載された事業許可証番号が、事業許可証に記載された番号と一致していること。
- 2) 1.1 (1) ② 1)の事業許可証の発行国が、国際民間航空機関（以下「I C A O」という。）から航空機の運航に関する重大な安全上の懸念（以下「S S C」という。）があると指摘されていないこと。

(2) 法第 129 条第 3 項に基づき提出された書類

① 航空機に関するもの

- 1) 1.1 (2) ① 1)の使用航空機の航空機登録証明書の発行国、発行機関が、それぞれ、登録国、登録国の航空安全当局であること。
 - 2) 1.1 (2) ① 1)の使用航空機の航空機登録証明書の発行国が、I C A Oから航空機の登録に関するS S Cがあると指摘されていないこと。
 - 3) 1.1 (2) ① 2)の耐空証明書の発行国（以下「耐空証明国」という。）、発行機関が、それぞれ、条約の附属書として採択された標準、方式及び手続きを採用する締約国たる外国（当該航空機の登録国と当該航空機の利用者が住所を有する外国との間に条約第83条の2の協定がある場合にあっては、当該協定により当該航空機に係る証明、免許その他の行為を行うこととされた外国に限る。）、その外国の航空安全当局であること。
 - 4) 1.1 (2) ① 2)の耐空証明国が、I C A Oから航空機の耐空性、騒音又は排出物に関するS S Cがあると指摘されていないこと。
 - 5) 1.1 (2) ① 2)のうち、使用航空機の耐空性について証明する書類に記載された航空機の登録記号及び型式が、航空機登録証明書と一致していること。また、有効期限が付されている場合には、申請時において有効なものであること。
 - 6) 1.1 (2) ① 2)のうち、使用航空機の騒音について証明する書類において、条約附属書第16第1巻の基準に適合することについて証明されていること。
 - 7) 1.1 (2) ① 2)のうち、使用航空機の発動機の排出物について証明される書類において、条約附属書第16第2巻の基準に適合していることについて証明されていること。
 - 8) 1.1 (2) ① 3)の装備品が、使用航空機に装備されていること。
- ② 航空機乗組員に関するもの
- 1) 1.1 (2) ② 1)の技能証明書、航空身体検査証明書及び航空英語能力証明とみなされる文書の発行国（以下「技能証明国」という。）、発行機関が、それぞれ、条約の附属書として採択された標準、方式及び手続きを採用する締約国たる外国（当該航空機の登録国と当該航空機の利用者が住所を有する外国との間に条約第83条の2の協定がある場合にあっては、当該協定により当該航空機に係る証明、免許その他の行為を行うこととされた外国に限る。）、その外国の航空安全当局であること。
 - 2) 1.1 (2) ② 1)の技能証明国が、I C A Oから航空機乗組員に関するS S Cがあると指摘されていないこと。
 - 3) 1.1 (2) ② 1)の技能証明書、航空身体検査証明書及び航空英語能力証明とみなされる文書について、有効なものを有していること。また、有効期限が付されている場合は、申請時において有効期限内であること。
 - 4) 1.1 (2) ② 2)に関する施設で訓練を行うことについて、運航国の航空安全当局から承認されていること。
- ③ その他
- 1.1 (2) ③に関する内容が、我が国の基準に適合していること。

1.2.2 申請者が申請の日から起算して過去1年間に事故又は重大インシデント（以下「事故等」という。）を発生させている場合、状況に応じて、関係国の航空安全当局に対し当該者の安全性について確認を行うものとする。

2. 法第129条の3第2項の規定による事業計画変更の認可関係

2.1 提出書類

(1) 規則第233条の2の規定により記載しなければならない事項は以下のとおりとする。

- ① 氏名及び住所並びに国籍
- ② 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
- ③ 実施予定期日
- ④ 変更を必要とする理由

(2) 法第134条第1項の規定に基づき、提出を求めることができる書類は、1.1(1)②及び1.1(2)に規定するものとする。

2.2 審査基準

審査基準は1.2の規定の該当する項目を準用するものとする。

3. 法第130条の2の規定による本邦内で発着する旅客等の運送の許可関係

3.1 提出書類

(1) 規則第234条の2の規定により記載しなければならない事項は、以下のとおりとする。

- ① 氏名及び住所並びに国籍
- ② 航空機の国籍、型式及び登録記号
1.1(1)①5イ) b)に同じ。
- ③ 機長の氏名並びに航空機乗組員の氏名及び資格
1.1(2)②1)に規定する文書に記載された氏名及び資格（すべての航空機乗組員に対して記載すること。）
- ④ 当該運送を必要とする理由
- ⑤ 航行の経路（寄港地を明記すること。）、有償で旅客又は貨物を運送しようとする区間及び航行の日時
 - 1) 航行の経路、有償で旅客又は貨物を運送しようとする区間については、1.1(1)①5ア)に同じ。
 - 2) 航行の日時は、運送しようとする区間毎に記載するものとする。
- ⑥ 本邦内に事務所又は代理人を置いている場合はその氏名及び住所
- ⑦ その他国土交通大臣が必要と認める事項
 - 1) 1.1(1)①3ア)、1.1(1)①5ウ)及びエ)に規定される事項
 - 2) 1.1(1)②及び1.1(2)に規定する書類を提出するものとする。ただし、航

空局長が必要ないと認めたときは、記載事項の一部を省略することができる。

3.2 審査基準

審査基準は1.2の規定の該当する項目を準用するものとする。

4. 細目的事項

この審査を実施するために必要な細目的事項については、安全部運航安全課長が別に定めるものとする。

III. 外国人国際航空運送事業者等に対する安全監視等の実施

1. ICAOからSSCがあると指摘された国の法第129条第1項又は法第130条の2の規定に基づく許可を受けた者若しくは許可を受けようとする者（以下「外国航空運送事業者」という。）等に対する措置

1.1 法第129条第1項又は法第130条の2の規定に基づく許可を受けた者（以下「乗入れ外国航空運送事業者」という。）の運航国（以下「乗入れ国」という。）、使用航空機の登録国、耐空証明国若しくは技能証明国（以下「乗入れ国等」という。）にあって、ICAOからSSCがあると指摘された場合の措置

1.1.1 乗入れ外国航空運送事業者に対する措置

(1) ICAOが締約国に対し実施している安全監査の結果、乗入れ国、使用航空機の登録国、耐空証明国若しくは技能証明国が、それぞれ、航空機の運航、航空機の登録、航空機の耐空性若しくは技能証明に関するSSCがあると指摘された場合であって、指摘に関する航空機又は航空機乗組員によって運航される場合、当該国が証明等を行っている外国航空運送事業者に対して、(2)の期間、以下の措置を講ずるものとする。

① 法第129条の3第2項の規定に基づく増便、使用空港の追加、機材変更等については認可をしない。

② 条約第16条及び法第134条第2項に基づく我が国の空港等に停留中の使用航空機への立入検査（以下「ランプインスペクション」という。）の頻度を増加する等して、安全性の確認に努めるものとする。

③ その他必要な措置

(2) 措置の期間

措置の期間は、ICAOが当該国に対しSSCがあると締約国に公表してからSSCの指摘が解除され、かつ、我が国が、SSCに対し当該国がとった具体的な是正措置の内容を確認できるまでの間とする。

1.1.2 乗入れ国等の航空安全当局に対する措置

(1) ICAOからSSCがあると指摘された場合には、1.1.1に規定された措置を講じていることを乗入れ国の航空安全当局に対し通知し、当該国の航空安全当局から乗入れ外国航空運送事業者に対して同旨を連絡することを要請するものとする。ま

た、以下の情報の提供を乗入れ国等の航空安全当局に要請し、乗入れ外国航空運送事業者の安全性について確認を行うものとする。

- ① S S Cの具体的な内容
 - ② S S Cに対する是正措置に関する情報
 - ③ その他乗入れ外国航空運送事業者の安全性を確認するために必要な情報
- (2) I C A OからS S Cの指摘が解除された場合、S S Cに対し乗入れ国等が講じた具体的な是正措置の内容に関する情報の提供を乗入れ国等の航空安全当局に要請し、我が国として乗入れ国等のS S Cに対する是正措置の内容を確認するものとする。

1.2 I C A OからS S Cがあると指摘された運航国、登録国、耐空証明国若しくは技能証明国（以下「運航国等」という。）により証明された我が国に乗り入れていない外国航空運送事業者（以下「未乗入れ外国航空運送事業者」という。）又は当該外国航空運送事業者の運航国から我が国への新規乗入れを要望された場合の措置

1.2.1 未乗入れ外国航空運送事業者に対する措置

- (1) I C A Oが締約国に対し実施している安全監査の結果、運航国、使用航空機の登録国、耐空証明国若しくは技能証明国が、それぞれ、航空機の運航、航空機の登録、航空機の耐空性若しくは技能証明に関するS S Cがあると指摘された場合であって、指摘に関する航空機又は航空機乗組員によって運航される場合、当該国が証明等を行っている未乗入れ外国航空運送事業者に対して、(2)の期間、法第129条第1項又は法第130条の2の規定に基づく許可をしない。

(2) 措置の期間

1.1.1 (2)に規定された期間に準ずる。

1.2.2 運航国等の航空安全当局に対する措置

- (1) 1.2.1に規定された措置を講じていることを運航国の航空安全当局に対し通知し、運航国の航空安全当局から未乗入れ外国航空運送事業者に対して同旨を連絡することを要請するものとする。
- (2) I C A OからS S Cの指摘が解除された場合、S S Cに対し運航国等が講じた具体的な是正措置の内容に関する情報の提供を運航国等の航空安全当局に要請し、我が国として運航国等のS S Cに対する是正措置の内容を確認するものとする。

2. 運航国等が米国連邦航空局（以下「F A A」という。）の行う航空安全評価の結果によりカテゴリ-2（I C A Oの定める基準に不適合）と区分された場合又は外国航空運送事業者が欧州委員会（以下「E C」という。）による欧州域内への乗入れ禁止航空運送事業者を一覧にした「List of airlines banned within the EU」に掲載された場合（以下「F A A又はE Cから指摘された場合」という。）の航空運送事業者等に対する措置

2.1 乗り入れ国等又は乗入れ外国航空運送事業者にあって、F A A又はE Cから指摘された場合の措置

2.1.1 乗入れ外国航空運送事業者に対する措置

(1) F A A又はE Cが実施している安全監査に係る情報に基づき、乗入れ国等又は乗入れ外国航空運送事業者が、F A A又はE Cから指摘された場合、乗入れ外国航空運送事業者に対して、(2)の期間、ランプインスペクションの頻度を増加する等して、安全性の確認に努めるものとする。

(2) 措置の期間

措置の期間は、乗入れ国等又は乗入れ外国航空運送事業者が、F A Aの行う航空安全評価によりカテゴリー2に区分されている間若しくはE Cの「List of airlines banned within the EU」に掲載されている間とする。

2.1.2 乗入れ国等の航空安全当局に対する措置

F A A又はE Cの指摘事項の内容、指摘事項に対する是正措置に関する情報、その他関連する情報の提供を求め、乗入れ外国航空運送事業者の安全性の確認に努めるものとする。

2.2 F A A又はE Cから指摘された運航国等又は未乗入れ外国航空運送事業者から我が国への新規乗入れを要望された場合の措置

2.2.1 未乗入れ外国航空運送事業者に対する措置

法第129条第1項の規定又は法第130条の2の規定に基づく許可を受け、我が国への運航を開始後、2.1.1(1)の規定に準じた措置を講ずるものとする。

2.2.2 運航国等の航空安全当局に対する措置

法第129条第1項の規定又は法第130条の2の規定に基づく許可に係る安全関係の審査の際に、2.1.2の規定に準じた措置を講ずるものとする。

3. 情報提供の要請

上記1.1.2、1.2.2、2.1.2及び2.2.2に規定された航空安全当局に対するS S C等に関する情報並びにF A A又はE Cの指摘事項に関する情報の提供の要請は、外国航空運送事業者の安全性を確認することが目的であり、当該航空安全当局に対する検査や監査を目的とするものと解釈してはならない。

4. 乗入れ外国航空運送事業者が事故等を発生させた場合の措置

乗入れ外国航空運送事業者が事故等を発生させた場合、状況に応じて、関係国の航空安全当局に対して原因の究明と再発防止を要請し、当該外国航空運送事業者の安全性について確認を行うものとする。

5. 外国航空機に対する立入検査の実施

乗入れ外国航空運送事業者の安全確保の観点から、ランプインスペクションを実施する。

IV. その他

外国及び外国航空運送事業者に関する情報のうち、当該国及び当該外国航空運送事業者以外の者に明らかにすることで、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがある情報については、当該国及び当該外国航空運送事業者以外の者には明らかにしないものとする。

(附則) (平成 26 年 3 月 7 日)

この要領は、平成 26 年 3 月 7 日から適用する。